

# 平成31年度 糸魚川小学校いじめ防止基本方針

## 1 基本的な考え方

不登校児童やいじめの被害者が最も頼りにしているのは学校であり、それゆえ学校の適切な対応が即時に求められる。しかし、効果的な対応を行うためには、担任だけでなく、全教職員の共通理解のもと、学年および学校体制で対応を決定する必要がある。

教職員全員が事態を冷静に判断し、正しい認識を持って、可能かつ効果的な対応を実施していかなければならない。同時に、家庭や地域との連携を強化して、楽しい学校づくりを行う必要がある。

## 2 対応の基本的な構え

危機管理の「さしすせそ」を心構えの原則とする。

(さ：最悪を考え　し：慎重に　す：すばやく　せ：誠意を持って　そ：組織的な対応を)

- (1) 予知や早期発見に努める。
- (2) 学校側の要因を早期に発見し、対策を積極的に行う。
- (3) どのような場合でも、「学校は必ず守り通す」という姿勢を本人と家族に送り続ける。
- (4) 担任だけに任せることなく、対応可能な教師が組織的に取り組みながら支援する。
- (5) 本人への対応と同時に家族の安定を図ることを重視した対応をする。
- (6) スクールカウンセラーや心の相談員・家庭相談員等、専門機関との連携を図る。
- (7) 共通理解を図る研修を推進し、組織的に対応できる基盤をつくる。

## 3 体制

### (1) 指導部

#### ○いじめ

- ①発生した「いじめ」の事例の正確な把握に努める。
- ②指導の方針や役割分担を明確にする。
- ③発生した「いじめ」についての正確な状況と指導の方針、必要に応じて経過を、全教職員に知らせ、全校体制で指導にあたる。
- ④毅然とした態度で指導にあたり、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を徹底する。
- ⑤その際、加害者やその集団の構成員に対して「被害者の心の痛みや苦しみ」を理解させる指導の過程を大切にし、自己反省を促すとともに、自己理解を深めさせる。
- ⑥被害者に対しては、本人の心の痛みや悩みを共感的に理解するとともに、自己理解を深めさせ、自立への援助を行う。
- ⑦被害者の家族、加害者の家族に対して、⑤・⑥を踏まえた上で適切な対応をする。

#### ○不登校

- ①発生した「不登校」事例の正確な把握に努める。
- ②発生した「不登校」の事例の指導の方針や役割分担を明確にし、必要に応じて経過を全教職員に知らせ、全校体制で指導にあたる。
- ③不登校の進行段階や症状の軽重により実際に不登校児童や家族に対して家庭訪問をしたり、再登校する児童を指導したりする。指導にあたっては、担任を中心として本人や家族と信頼関係にある教師が家庭訪問をして本人と面接するなど、一番信頼している教師や職員があたる。

## (2) 支援部

- ①資料の収集や対応から得られた情報の整理と分析をして、対応の適否の検討や方向決定をするなど、事例研究を継続的に行い、指導部を支える。
- ②関係専門機関との連携を行う。

## (3) 調整部

- ①指導部が家庭訪問をする時間の確保のために、他の業務との調整をする。
- ②事例研修会を職員研修として位置づけ、年間に2回以上実施するよう調整する。
- ③その他、校内での調整全般を行う。

## 4 組織と分担

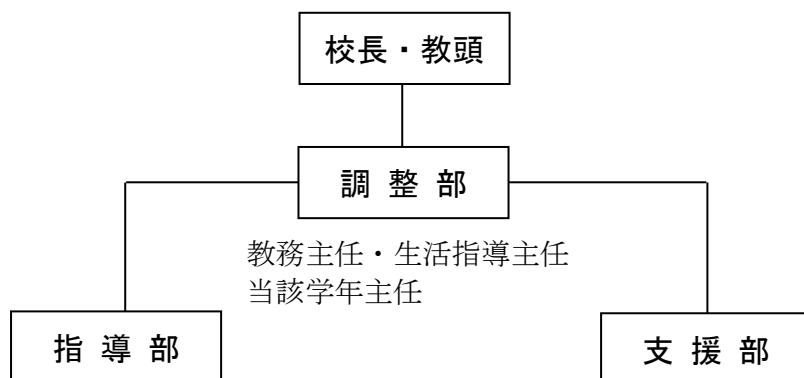
### (1) 委員 (◎印は委員長、○印は副委員長)

◎校長、○教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター  
学年主任、学級担任      ※学年主任及び、担任は、該当学年のみの場合もある。

### (2) いじめ・不登校対策委員会の開催

- ①いじめ・不登校対策委員会の開催は、校長、教頭の指示によって開催する。
- ②「いじめ」や「不登校」が発生した場合は、いじめ・不登校対策委員会を開催し、正確な情報収集と対策を検討し、共通理解を図る。
- ③「いじめ」や「不登校」を発見した場合は、担任が学年主任に相談し、担任と学年主任が校長、教頭、教務主任、生活指導主任に相談する。
- ④いじめ・不登校対策委員会での対策を共通理解の後、下記の組織で指導・支援にあたる。

### (3) 組織・係分担



#### 【組織】

校長、教頭、教務主任、生活指導主任  
養護教諭、特別支援教育コーディネーター  
当該学年主任、学級担任

#### 【対応】

学級担任…本人、学級への対応  
養護教諭…保護者への対応  
教頭、学年主任…保護者への対応  
＊対応は、場に応じて互いに連携し合う。

#### 【組織】

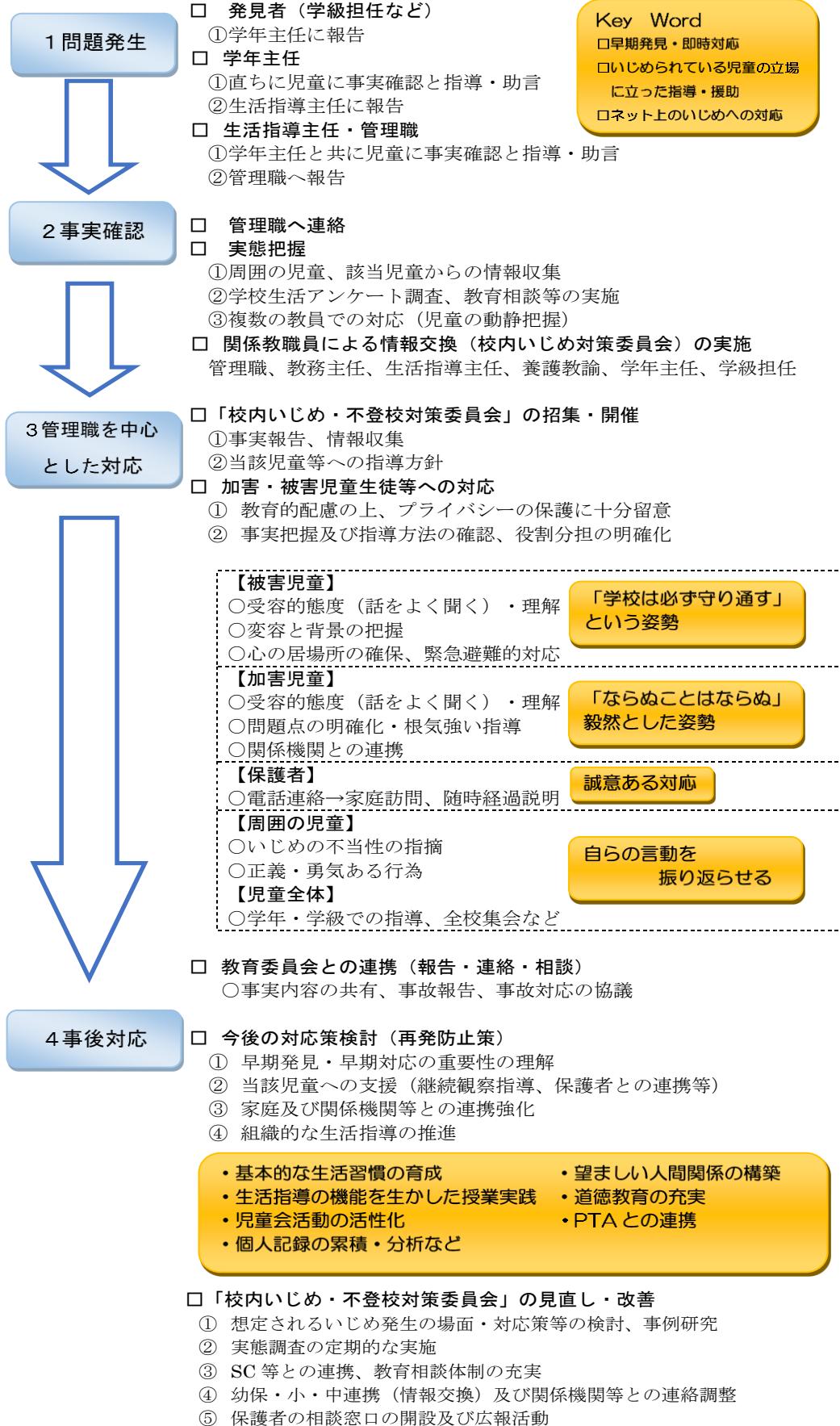
生活指導主任、特別支援教育コーディネーター  
学年主任

#### 【対応】

生活指導主任…支援部総括  
生活指導研修の計画  
学年主任との相談  
資料の分析  
専門機関との連絡  
学年主任…学年での相談と支援、資料の整理

## 5 実態に応じた問題行動への対応

### (1) いじめ



## (2) いじめにおけるより具体的な視点「View Point」

### View Point① いじめの特徴（例）

- ① いじめが起こっていることが分かりにくいケース
  - 仲の良い者同士の間で起こる場合がある。
  - 被害者は特定の児童に集中するが、加害者は複数のケースがある。
  - 他人には遊んでいるように見えるが、実はいじめがある。
  - 被害者の児童は誰にも相談できないいるケースが多い。
- ② いじめの加害者の認識が薄いケース
  - 加害者側の「いじめ」ているという認識が薄く、ゲーム感覚で行われ、深刻なケースになることがある。
  - 「陰湿」で「しつこい」ケースがある。
  - 長期間に及ぶことがある。
- ③ いじめの加害者と被害者が混在しているケース
  - 日常的に落ち着かない生活の中でいじめの行為が行われ、被害者が加害者に立場が変わるケースがある。

### View Point② いじめの情報収集（例）

- ① 定期的なアンケート調査の実施
  - 学級活動などを活用し、児童が落ち着いた雰囲気の中で実施する。
  - 「ある」、「ない」だけでなく、実態を把握しやすいように工夫する。
  - 回収方法にも十分に配慮して、特定されないようにする。
- ② 学校生活状況の把握
  - 欠席（遅刻早退を含む）状況、成績の変化に気配りをする。
  - 身体的変化に注意する。
  - 長期間に及ぶことがある。
- ③ 教育相談の実施
  - 安心して話せる雰囲気と場所を確保して行う。午前中のみ短縮授業をし、給食時間前に15分確保し、1週間実施する。
- ④ 日常の学校生活の中での観察
  - 保護者との電話のやり取りから
  - 他の児童の会話や児童同士の生活状況から
  - 登下校や社会スポーツなどの活動状況から

個人情報の取扱いには十分注意し、慎重に対応する。  
学校生活アンケートは、児童が卒業するまで保管する。

### View Point③ インターネットによる掲示板への書き込みへの対応

- ① サイトの掲示板の確認、画面の保存・印刷・保管
- ② 判断に迷う場合は、関係機関への相談
- ③ 家庭訪問による被害児童及び保護者との話し合い

<事後策①>過敏に反応することにより、「書き込み」がエスカレートする所以があるので、無視し様子を見ることも一つの方法である。  
<事後策②>「書き込み」などの削除をサイトの管理人やプロバイダーに依頼する。  
<事後策③>警察などの専門機関に相談する。

- ④ 情報モラル教育の充実

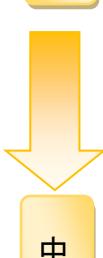
関連する教科、領域などの指導計画の中に位置付けるとともに、発達段階に応じて適切に指導する。

6 問題行動等への対応チェックリスト ※NO△にチェックが入った場合は早急に対応しましょう。

初期  
対応



初期・中期  
対応



中期  
対応



終末  
対応

◎状況把握

- ☆情報収集
- ☆情報分析

- ・正確な情報を集めましたか。
- ・的確に情報を分析しましたか。

YES NO

YES NO

◎対応方針決定

- ☆対応項目設定
- ☆対応内容決定

- ・対応すべき項目を個々に設定しましたか。
- ・具体的な対応内容を決めましたか。
- ・緊急時カウンセラー派遣の依頼を考えましたか。

YES NO

◎校内体制の構築

- ☆リーダーシップ
- ☆チーム編成

- ・対応すべき項目を個々に設定しましたか。
- ・具体的に対応できるチームを編成しましたか。

YES NO

◎保護者等への対応

- ☆重大性の認識

- ・人権の面を配慮して対応していますか。
- ・学校と保護者の見方・考え方が合致していますか。

YES NO

- ☆誠意ある対応

- ・十分話を聞きましたか。
- ・家庭訪問を行いましたか。
- ・学校の誠意が伝わっていますか。

- ☆説明責任

- ・正式な場で説明しましたか。(時には謝罪)
- ・校長が事実内容と今後の対応を説明しましたか。

◎関係機関等への対応

- ☆教育委員会

- ・すべて正確に報告しましたか。

YES NO

- ☆教育事務所

- ・全面的に支援・指導を受けていますか。

- ☆警察

- ・必要に応じて連携していますか。

- ☆児童相談所

- ・必要に応じて連携していますか。

- ☆社会福祉事務所

- ・必要に応じて連携していますか。

- ☆その他の機関

- ・必要に応じて連携していますか。

- ☆マスコミ対応

- ・必要に応じて連携していますか。

◎組織的な対応

- ☆明確な着地点

- ・今後、問題がどう発展するか予測していますか。
- ・問題が解決した姿を明確にイメージしていますか。
- ・収束に向けて適切な対応を継続していますか。

YES NO

- ☆組織的な対応

- ・編成したチームは機能していますか。

- ☆定点観察

- ・校長、教頭が恒常的に状況を把握していますか。
- ・解決後、定期的に状況を把握していますか。

- ☆定点報告

- ・定期的に家庭等へ学校の対応を報告していますか。

◎再発防止に向けた事例の共有

- ☆事例の共有

- ・事例研究を行い、総括しましたか。

YES NO

- ☆再発防止

- ・事故後、教育活動の質的改善を行いましたか。

- ☆指導力の向上

- ・児童の日常生活に変容がありますか。

- ☆信頼回復

- ・教職員の生活指導に関する力量は向上しましたか。

- ☆保護者、児童、地域から信頼されていますか。